

飼主のいない猫の引取りチェックリスト

□ 駆除目的で捕獲した猫ではない。

駆除目的に捕獲された猫の引取りは、動物愛護の観点から、原則として認められていません。

また、用具等を用いて駆除目的に猫に苦痛を与える方法で捕獲を行った場合、動物の愛護及び管理に関する法律違反（虐待）に該当するおそれがあります。

※動物の愛護及び管理に関する法律

第44条第1項 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処する。

□ 引取りを求める相当な事由がある。

周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあるなど、相当な事由がなければ引取ることはできません。

※動物の愛護及び管理に関する法律

第35条第3項 都道府県等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

□ TNR活動や地域猫活動実施地域内の猫ではない。 (不妊去勢手術を実施した形跡はない。)

TNR活動や地域猫活動の対象猫である場合、地域等で管理している猫であるため、引取りはできません。

なお、TNR活動や地域猫活動で不妊去勢手術を実施されている場合、手術済みであることを外観から容易に判断できるための何らかの目印（耳先がカットされている等）を施している場合がほとんどです。

□ 人馴れして容易に捕まえることができたり、飼養されている形跡のある猫ではない。

飼主のいない猫は、本来、人間に対し警戒心を持っており、事故や疾病等によって衰弱している場合を除き、容易に捕まえられるものではありません。

簡単に捕まえることができたり、首輪あとのある場合には、外飼いや飼主のもとから逸走した猫の可能性があります。飼主のいる可能性のある猫は、原則、引取りできません。